

令和 7 年度事業報告書

公益財団法人神奈川県交通安全協会
(神奈川県交通安全活動推進センター)

令和7年度神奈川県交通安全協会事業報告

公益財団法人神奈川県交通安全協会（以下「県交通安全協会」という）は、「交通事故のない安全で安心な地域社会の実現」を目指し、関係機関・団体及び地区交通安全協会と連携の上、地域に根ざした各種交通安全活動を積極的に推進している。

令和7年度は、「令和7年度神奈川県交通安全協会事業計画」に基づき、交通事故の発生を抑え交通死亡事故を更に減少させるため、県や県警察の指導を得ながら地区交通安全協会、関係機関・団体と連携を図り、

- ① 歩行者を交通事故から守る各種広報啓発活動の推進
- ② 二輪車安全運転講習会の拡充等、二輪車事故防止に資する各種活動の推進
- ③ 「交通安全こども自転車大会」等を通じ、こどもに対する交通ルールの周知及び乗車用ヘルメットの着用促進
- ④ 飲酒運転等の危険な運転を根絶する活動の推進

の4点を交通安全活動の重点とし、交通安全思想の普及・啓発活動を積極的に推進したものの、昨年の本県における交通事故の状況は、発生件数21,320件、（前年比+570件）、負傷者数24,437人（同+314人）、交通事故死者数は139人（同+30人）といずれも増加し、死者数にあっては、全国ワーストの結果となり、第11次神奈川県交通安全計画で掲げた「年間の24時間死者数130人以下」の目標を達成することができなかった。

県交通安全協会が、令和7年度中に行った各種交通安全活動及び公益事業等の概要は次のとおりである。

1 交通安全思想の普及・啓発活動事業（公益目的事業）

歩行者、自転車利用者、自動車運転者等道路交通社会に関わる県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図るため、その根幹となる「交通ルールを守る」という社会全体の規範意識の向上に努めた。

(1) 令和7年度神奈川県交通安全県民運動への積極的参加

ア 各季の運動

(ア) 春の全国交通安全運動〔4月6日（日）～15日（火）〕

a 期間中の交通安全資器材の貸し出し

- シートベルト・エアバッグ衝撃体感装置1回

○ クイックアーム	1 回
○ ミニ白バイ	2 回
○ 飲酒体験ゴーグル	3 回
○ 交通教室用信号機（一式）	1 回
○ 横断マット	1 回
○ 着ぐるみ	1 回

b 県下の活動

○ 街頭指導	460回	6,982人参加
○ 広報車による広報	260回	614人参加
○ 交通安全パトロール	55回	235人参加
○ 街頭キャンペーン	80回	2,137人参加
○ 子どもの交通安全教室	35回	3,261人参加
○ 高齢者の交通安全教室	2 回	61人参加

c 期間中の各地区交通安全協会への支援

○ 新入学児童向けの ABC・九九ファイル	8 万枚
○ 「ゼロの日」ティッシュ	5 万個

(イ) 夏の交通事故防止運動〔7月11日（金）～20日（日）〕

a 期間中の交通安全資器材の貸し出し

○ クイックアーム	1 回
○ 自転車シミュレーター	1 回
○ ミニ白バイ	1 回
○ 運転・歩行能力診断器	1 回
○ 交通教室用信号機（一式）	1 回
○ 横断マット	1 回
○ 目隠しフェンス	1 回

b 県下の活動

○ 街頭指導	173回	3,926人参加
○ 広報車による広報	183回	428人参加
○ 交通安全パトロール	45回	117人参加
○ 街頭キャンペーン	52回	1,675人参加
○ 子どもの交通安全教室	18回	1,199人参加
○ 自転車の安全な乗り方教室	11回	1,585人参加
○ 自転車の街頭点検	3 回	33人参加

(ウ) 秋の全国交通安全運動〔9月21日（日）～30日（火）〕

a 期間中の交通安全資器材の貸し出し

○ クイックアーム	6回
○ ミニ白バイ	4回
○ 運転操作検査器(アクセシエッカーニ)	2回
○ 交通教室用信号機（一式）	1回
○ 飲酒体験ゴーグル	4回
○ 着ぐるみ	1回
○ 横断マット	1回

b 県下の活動

○ 街頭指導	342回	5,782人参加
○ 広報車による広報	193回	481人参加
○ 交通安全パトロール	25回	82人参加
○ 街頭キャンペーン	74回	2,084人参加
○ 子どもの交通安全教室	17回	915人参加
○ 高齢者の交通安全教室	12回	411人参加
○ 自転車の安全な乗り方教室	12回	1,448人参加
○ 自転車の街頭点検	1回	21人参加

c 期間中の各地区交通安全協会への支援

○ 「ゼロの日」ティッシュ	5万個
---------------	-----

(エ) 年末の交通事故防止運動〔12月11日（木）～20日（土）〕

a 期間中の交通安全資器材の貸し出し

○ クイックアーム	4回
○ ミニ白バイ	2回
○ 交通安全教室用信号機	1回
○ 着ぐるみ	1回
○ 横断マット	1回

b 県下の活動

○ 街頭指導	486回	6,461人参加
○ 広報車による広報	244回	531人参加
○ 交通安全パトロール	55回	396人参加
○ 街頭キャンペーン	90回	2,235人参加
○ 子どもの交通安全教室	16回	1,042人参加
○ 高齢者の交通安全教室	8回	467人参加

- 自転車の安全な乗り方教室 9回 1,466人参加
- 自転車の街頭点検 22回 61人参加

イ 年間運動 ～7運動～

(ア) 交通安全ひとこえ運動

地区交通安全協会が行う各期の交通安全運動、各種キャンペーン等において、県民の交通安全意識を高めるため、交通安全への積極的な声かけを支援した。

(イ) 高齢者交通事故防止運動

高齢歩行者の交通事故が多いことを踏まえ、地区交通安全協会において、高齢者を対象とした交通安全講習、各種キャンペーンを実施しているが、その際に配布する夜間における事故を防止するための反射材を提供した。

- 高齢者交通安全教室、各種キャンペーンを15回実施し、502人に反射材を配布した。

(ウ) 自転車マナーアップ運動

自転車の安全利用を促進するため、自転車シミュレーターや自転車の交通安全を内容とするDVDの貸出を行うなど、自転車安全教育の支援を行った。

- 自転車シミュレーターの貸出 9回
- 自転車安全教育DVDの貸出 12回

(エ) 二輪車交通事故防止運動

二輪車事故を防止するため、県警察及び神奈川県二輪車普及安全協会の二輪車安全運転指導員の協力を得て、県警察運転免許センターや県内自動車学校等において、二輪車安全運転講習会「かながわバイクリカレントスクール」等を6回実施、255人に対し講習を行った。

(オ) 暴走族追放運動

暴走族追放に対する意識を高めるため、暴走族の実態や危険性についての広報啓発活動を実施して、暴走族追放を県民に強く訴えかけた。

(カ) 違法駐車追放運動

交通事故の要因となる違法駐車を防止するため、違法駐車追放ポスター等を掲示するとともに、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）を通じて、悪質・危険な違法駐車を追放を県民に強く

訴えかけた。

(キ) 飲酒運転根絶運動

飲酒運転の根絶を呼びかけるポスター等を掲示するとともに、ハンドルキーパー運動の普及拡大を目的に作成した「ハンドルキーパーバッジ」を地区交通安全協会に配付して、飲酒運転根絶運動を支援した。

ウ 交通安全の日

(ア) 県民交通安全の日〔毎月～1日〕

(イ) チリリン・デー〔毎月～5日〕

(ウ) 高齢者交通安全の日〔毎月～15日〕

(エ) ゴーン30の日〔毎月～30日〕（2月を除く）

毎月行われる(ア)～(エ)の交通安全の日について、ホームページやX（旧ツイッター）を活用して県民への周知を行うとともに、地区交通安全協会が行う交通安全活動への支援を積極的に推進した。

(オ) シートベルトの日〔4月10日（木）〕

体験教室やキャンペーンにおいて、「シートベルト・エアバッグ衝撃体感装置」の貸出を行い、交通安全活動を支援した。

(カ) 交通事故死ゼロを目指す日〔4月10日（木）、9月30日（火）〕

春（4月10日）、秋（9月30日）の全国交通安全運動期間中の両日、地区交通安全協会が主催するキャンペーンにポケットティッシュ等を配付し、交通安全活動を支援した。

○ ポケットティッシュを春・夏合わせて合計10万個配付

エ 特別対策等

(ア) 神奈川県交通死亡事故多発警報

令和7年度は、「神奈川県交通死亡事故多発警報実施要綱」に定める警報の発表はなかった。

※ 警報発表基準：交通死亡事故の発生が7日間で7件以上

(イ) 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況に応じて、地区交通安全協会、地元警察署及び関係機関等と連携し、特別対策に対応した活動を支援した。

(ウ) 自転車交通事故防止対策

自転車利用者の交通安全意識を高めるため、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）を通じて、積極的な広報啓発活動を展開

した。

また、自転車交通事故の発生状況を踏まえて実施する「自転車交通事故多発地域の指定」に対応した交通安全活動を実施した。

さらに、自転車保険加入の促進及び全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知の徹底に努めた。

(エ) 高齢者交通事故防止対策

交通事故発生件数に占める、高齢者がかかわる事故の割合が依然として高い水準であることから、高齢者の交通安全意識を高めることを目的に、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）を通じた積極的な広報啓発活動を展開した。また、高齢運転者や、その家族に対し運転免許証の自主返納制度の周知を図った。

(オ) 飲酒運転根絶対策

飲酒運転を根絶するため、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）を通じ、家庭、職場、地域が一体となり、ハンドルキーパー運動を推奨する広報啓発活動を実施し、飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、飲酒運転を許さない社会づくりを推進した。

オ 交通安全コンクール「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への協賛

協賛金支援と実行委員会に職員を派遣したほか、県交通安全協会職員が交通安全コンクールに参加した。

(2) 交通安全に関する広報・啓発事業の推進

県内の交通事故情勢を踏まえ、県交通安全協会機関誌「かながわの交通」を年間12回、50,400部、県警察監修による「交通安全カレンダー」1,000部を作成・配付した。さらに県交通安全協会ホームページ、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）により、交通事故発生状況や各季の安全運動を中心とした活動状況を掲載し、重点課題に沿った交通安全思想の普及・啓発活動事業等を積極的に推進した。

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の歩行中の事故を防止するため、地区交通安全協会に対し、キャラクターの絵が入ったタックルバンドなど多種多様な反射材を配付した。また、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）を通じ、高齢者の加齢による行動特性の変化について自覚を促すとともに、免許証の自主返納を呼びかけた。

- (ア) 子どもの道路交通における安全を確保するため、交通指導員等が行う通学路等における見守り活動に対して、資器材等を提供した。
- (イ) 子どもの安全・安心を確保するため、「かながわの交通」及び X（旧ツイッター）を活用した、キャラクターによる分かり易い広報・啓発活動を実施した。
- (ウ) 高齢者の加齢による行動特性の変化に自覚を促すため、交通安全資器材を貸し出したほか、「かながわの交通」及び X（旧ツイッター）を通じ、交通安全意識の高揚を図るための広報、免許証自主返納の呼びかけなど、広報・啓発活動を推進した。
- (エ) 歩行者が被害に遭わないために、キャラクターの絵が入ったタックルバンドなど多種多様な反射材を地区交通安全協会に配付した。

イ 自転車の交通事故防止と安全利用の促進

- 「かながわの交通」及び X（旧ツイッター）等を通じて、（ア）～（オ）について、県民への周知活動を行った。
- (ア) 自転車利用者のマナーアップと交通安全意識の高揚を図るための広報・啓発活動を推進した。
 - (イ) 道路交通法の一部改正に伴い、令和 8 年 4 月から適用となる自転車の交通違反に対する交通反則通告制度について周知活動を行った。
 - (ウ) 歩道通行時における交通ルールや、スマートフォン等の画面を操作（注視）しながらの乗車、イヤホンを使用して周囲の音が聞こえない状態で乗車する危険性について、周知徹底を図った。
 - (エ) 全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務について、あらゆる機会を通じ広報・啓発活動を積極的に推進した。
 - (オ) 「かながわの交通」及び X（旧ツイッター）を通じ、T S マーク制度の普及による損害賠償責任保険への加入促進を呼びかけるとともに、特に夜間における自転車事故を防止するため、反射材の装着を働きかけた。

○ T S マーク 15, 520 枚を交付

ウ 二輪車の交通事故防止

- 「かながわの交通」及び X（旧ツイッター）等を通じて、（ア）～（ウ）について、県民への周知活動を行った。
- (ア) 二輪車事故の割合が高いことを踏まえ、通勤・通学、業務、行楽等での二輪車利用者に対する安全運転の広報・啓発活動を行った。
 - (イ) 二輪車安全運転講習などへの積極的参加を促し、交通事故の発生

実態やヘルメットの正しい着用、プロテクター、エアーバックジャケットの着用効果などについて広報・啓発活動を積極的に推進した。

- (ウ) 特定小型原動機付自転車等の、新たなモビリティの安全利用について広報啓発を推進した。

エ 横断歩行者保護対策

- (ア) ドライバーに対する横断歩行者保護意識の高揚と定着を図るため「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）等を通じて、広報・啓発活動を積極的に推進した。
- (イ) 歩行者の横断歩道横断時における保護誘導活動を支援するため、キャンペーン等における啓発物品を地区交通安全協会に配付した。

オ ハンドルキーパー運動の推進

- (ア) 飲酒運転を根絶するため、飲食店などで、飲酒しない人を運転者として確保することにより、飲酒運転を防止するという「ハンドルキーパー運動」を広く県民に周知し、参加を呼びかける広報・啓発活動を推進した。
- (イ) 企業等の安全運転講習に飲酒運転事故の悲惨さを訴える視聴覚教材を貸し出し、飲酒運転根絶の気運を高めた。

カ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の促進

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため「シートベルト、エアバッグ衝撃体感装置」を活用した体験教室の開催や、街頭キャンペーン等を積極的に支援した。

キ 薄暮時間帯及び夜間における交通事故防止

- (ア) 薄暮時間帯及び夜間において、歩行者が被害者となる交通死亡事故を防止するため、地区交通安全協会を通じて反射材を配布し、着用の促進を図った。
- (イ) 運転者に対して、「かながわの交通」及びX（旧ツイッター）等を通じて、前照灯の早めの点灯やハイビームの効果的な活用を呼びかけるための広報・啓発活動を実施した。

(3) 交通安全に関する教育事業の推進

子どもと高齢者の交通事故防止及び自転車、二輪車の安全意識の高揚を図るため、次の活動を推進した。

ア 子どもに対する交通安全指導

子どもの交通事故を防止するため、子どもたちの年齢に応じて段

階的に交通ルールを理解させるため、幼稚園、小学校における体験型交通安全教室や保護者を対象とした交通安全講習会等を支援した。

○ 安全講習会を27地区で248回開催し、延べ30,132人が参加した。

イ 高齢者に対する交通安全指導と講習会の支援

高齢者の交通事故を防止するため、地区交通安全協会と地域交通安全活動推進委員が連携した高齢者交通安全教室等の開催を支援したほか、運転に不安がある高齢者に対し、運転免許試験場のコース開放の利用・参加を呼びかけ安全運転を支援した。また、夜間の交通事故防止に効果的な反射材の装着や、高齢者の行動特性に配慮した参加・体験型の交通安全講習会等を支援した。

○ 体験型講習会等を、9地区で15回開催し、延べ502人が参加した。

ウ 自転車安全教育の推進

自転車安全教育推進委員会の開催など、関係機関・団体との連携を強化して、自転車による交通事故防止を図るとともに、次の安全教育活動を積極的に推進した。

(ア) 自転車安全教育指導員の育成

県警察と連携して、自転車安全教育指導員を育成するための講習会等を開催した。

(イ) チリリン・スクール（自転車安全教室）の積極的支援

警察署、自転車安全教育指導員等と連携して、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、自転車の安全利用を促進する自転車安全教育を支援した。

○ 交通安全講話16回開催し、延べ266人が参加した。

○ 小冊子「自転車安全教室」を9,000部配布

(ウ) 自転車大会の開催

7月12日（土）、「第53回交通安全こども自転車神奈川県大会」を開催し、交通ルールの遵守とマナー向上の浸透を図った。

○ 大会には、県内5地区から6小学校8チーム32人が参加した。

エ 二輪車安全教育の推進

二輪車安全運転推進委員会を開催するなど、関係機関・団体との連携を強化して二輪車による交通事故防止を図るとともに、次の安全教育活動を積極的に推進した。

(ア) 二輪車安全運転指導員の育成

二輪車安全運転指導員を対象とした研修会を実施し、指導能力及び運転技能の向上を図った。

(イ) 二輪車安全運転技能の向上

当協会が主催する「かながわバイクリカレントスクール」を実施したほか、警察主催の「セーフティ・ライダーズ・スクール」及び県二輪車普及安全協会が主催する「ベーシックライディングレッスン」の開催を支援した。

- かながわバイクリカレントスクール 6回開催、延べ255人参加
- セーフティ・ライダーズ・スクール 8回開催、延べ269人参加
- ベーシックライディングレッスン 4回開催、延べ99人参加

オ 交通安全資器材の充実と活用促進

(ア) 新たな交通安全資器材の購入

- SAFETYドライブチェッカー 1台購入

(イ) 交通安全教育用資器材の効果的活用

a 自転車シミュレーターの活用

自転車シミュレーター4台を備え、地区交通安全協会、行政機関、学校等に9回貸し出した。

b 飲酒体験ゴーグルの活用

飲酒運転根絶を目的とした地区交通安全協会のキャンペーン、企業の交通安全指導等に「飲酒体験ゴーグル」を89回貸し出した。

c シートベルトエアバッグ衝撃体感装置の活用

シートベルト着用の定着化を図るための地区交通安全協会のイベント等に「シートベルトエアバッグ衝撃体感装置」を2回貸し出した。

d DVDの活用

交通安全教育用DVD117本を備え、県警察本部、警察署、地区交通安全協会、企業及び学校に51回貸し出した。

e その他の資器材の活用

上記のほか、信号機セット、視野診断計、ミニ白バイ及び着ぐるみ等を貸し出した。

(4) 情報発信活動

ア 機関誌の編集・発行

県交通安全協会及び地区交通安全協会の各種活動等を広く県民に

紹介する機関誌「かながわの交通」を年間12回、50,400部発行し、広報・啓発活動を推進した。

イ ホームページ・SNSを活用した情報発信

県交通安全協会及び地区交通安全協会の活動等に理解を深めてもらうとともに、一人でも多くの方の会員への加入促進を図るため、ホームページ掲載内容の充実を図るとともに、X（旧 ツイッター）を活用した情報発信活動を展開した。

【令和7年度、X(旧ツイッター)の発信状況】

- 発信日数 239日
- 発信回数 1,691回（一日平均7回）
- 発信内容
 - ・ 県交通安全協会の活動等 832回（49%）
 - ・ 地区交通安全協会の活動等 169回（10%）
 - ・ 関係団体の活動等 284回（17%）
 - ・ その他（日常的なこと） 406回（24%）
- 最高閲覧数 37,000回

※配信開始 令和6年6月18日

ウ その他

地区交通安全協会が主催する各種イベント等を支援し、広報・啓発活動を積極的に推進した。

(5) 交通指導員事業

交通指導員事業は、地域において交通ボランティア活動の中核をなす交通指導員の活動をより効果的なものとするため、地区交通安全協会と密接な連携を図り、交通事故等の実態や交通情勢の情報発信、資器材の提供を行うなど、次のとおり推進した。

ア 交通安全指導員連絡会議の開催

県警察の指導を得て、交通指導員連絡会議を開催し、研修会や意見発表など交通指導員のレベルアップを図る効果的な組織運営を推進した。

イ 資器材の配付

見守り活動などで使用する警報機付横断指導旗を180本配付した。

(6) 交通安全功労者及び優良運転者の表彰

ア 県交通安全協会会長表彰 271名53団体

イ 県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰 141名

- ウ 全日本交通安全協会会長表彰 銅章56名
- エ 関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会会長連名表彰 57名 5 団体
- オ 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰 金章 7 名・銀章16名

(7) 地区交通安全協会に対する連絡調整及び協力支援

ア 交通安全諸活動に対する支援

地区交通安全協会が実施する各種の交通安全活動に使用する交通安全資器材等の貸出

○ 交通安全教室用信号機セット	16回
○ 視野診断計	6 回
○ ミニ白バイ	36回
○ 飲酒体験ゴーグル	89回
○ 横断マット	12回
○ 自転車シミュレーター	9 回
○ 着ぐるみ	21回
○ クイックアーム	61回

イ 交通安全啓発活動の支援

ポスター、チラシの配布を支援

○ 配付枚数	ポスター	1,080枚	チラシ	3,600枚
--------	------	--------	-----	--------

ウ 地区交通安全協会の運営に関する連携・調整

運転免許行政手数料のキャッシュレス決済や運転免許手続の予約制導入など、地区交通安全協会を取り巻く環境の変化に対応するための取組を強化した。

(ア) 地区交通安全協会事務所の警察署内移転調整

警察署内に事務所の移転を希望している地区交通安全協会と連携して、署内に事務所スペースを確保するために、警察署への申し入れなどの支援を行った。

(イ) 免許更新予約制導入への対応

6 月開催の地区交通安全協会事務長会議に、県警察運転免許本部の担当係官を招き、予約制の導入に伴う事前説明を実施した。

(ウ) 今後の交通安全活動の継続に向けた取組

地区事務長会議及び地区会長会議において、地区交通安全協会の現状や今後の活動継続に向けた取組方策などについて、実際の事例に基づく活動の紹介を交えながら効果的な対策等を検討した。

(エ) 会員特典の協力依頼

株式会社コナカの県内全店舗において、会員特典として全商品10%割引きの協力依頼を行った。

(オ) 地区交通安全協会の活動取材し、X（旧 ツイッター）で紹介した。

(カ) 賛助会企業や交通安全活動推進企業等の紹介

地区交通安全協会の賛助会企業や交通安全活動を推進する企業・団体等をXで紹介した。

(キ) 企業とのコラボグッズ製作支援

地区交通安全協会が協力企業との交通安全啓発コラボグッズを製作するにあたり、製作手順や製作者の紹介等の支援を行った。

(8) 交通安全対策に関する調査及び研究

ア 県及び県警察と連携した交通事故分析の実施と活用

交通事故日報、月別交通事故統計資料等を基に交通事故原因の分析、調査及び研究を行い各種交通安全対策に反映させた。

イ 外部機関・団体等が開催する研修会等への参加

外部機関・団体等が開催する研修会等に確実に参加するとともに、研修会等で得た交通安全に関する情報については、日常実施される講習や各種会合等において、情報の共有を行った。

2 交通安全講習等事業（公益目的事業）

神奈川県公安委員会からの受託事業である各種講習事業においては、運転者の資質の向上と交通事故防止に寄与するため、職員のレベルアップを図り、リアルタイムな交通事故発生状況等の交通情勢や資料の提供を行うなど、充実した講習事業を推進した。

(1) 免許証更新時講習

70歳未満の運転免許の更新者に対する講習

○ 講習回数 123,821回（前年度比 -3,408回）

○ 講習受講者数 1,030,739人（前年度比 -53,599人）

(2) 停止処分（短期・中期・長期）者講習

○ 講習回数 1,531回（前年度比 -4回）

○ 講習受講者数 6,854人（前年度比 -711人）

(3) 違反者講習

軽微な違反行為（3点以下の違反行為）をして累積点数が6点（交通事故では、1回で6点の場合を含む。）になった者に対する講習

○ 講習回数 636回（前年度比 -193回）

- 講習受講者数 3,615人（前年度比 -1,417人）

(4) 原付免許取得時講習

原付免許を取得しようとする者に、原付の安全操作・走行方法等必要な知識を習得させるための講習

- 講習回数 242回（前年度比 ±0回）
- 講習受講者数 5,832人（前年度比 +323人）

(5) 免許講習連絡通知業務

免許証更新通知、高齢者講習通知、違反者講習通知、臨時認知機能検査通知及び臨時高齢者講習通知

- 免許証更新通知 1,306,270件（前年度比-58,073件）
- 高齢者講習通知 250,289件（前年度比-10,169件）
- 違反者講習通知 4,224件（前年度比 -1,631件）
- 臨時認知機能検査通知 13,188件（前年度比 -7,204件）
- 臨時高齢者講習通知 32件（前年度比 +5件）

合 計 1,574,003件（前年度比-77,072件）

3 交通安全円滑化等支援事業（公益目的事業）

道路における交通の安全と円滑を確保するため、県交通安全活動推進センターの活動として、次の事業を行った。

(1) 道路使用に係る道路又は交通の状況に関する調査

警察署長の委託に基づき、道路使用許可事項及び条件の履行状況の調査、確認、道路使用許可終了後の現状回復状況の調査、確認を実施した。

- 49,544件（前年度比-39件）の調査、確認を実施した。

(2) 地域交通安全活動推進委員の運営事業

警察署長の推薦に基づき、県公安委員会が委嘱している地域交通安全活動推進委員に対して、教養・研修を実施して、地域における交通の安全と円滑に資する活動の強化を図った。

- 地域交通安全活動推進委員1,207人に対し、地区研修108回、キャンペーン等の支援を33回実施した。

(3) 交通事故相談等活動

交通事故関係者からの相談に適切に対応するため、「交通事故相談室」を設置し、その不安の解消を図るとともに、一般的な道路交通に関する相談等にも適切に対応した。また、11月開催の「自動車何でも相談

所」に職員を派遣し、自動車に関する相談や交通事故相談に対応した。

- 交通事故等相談14件（前年度比－17件）を受理、対応した。

4 免許関係事務等事業（収益事業）

免許取得者等の利便を図るため、次の事業を行った。

(1) 総合案内業務

運転免許センターに来場する多様な利用者への場内案内業務

- 案内件数 218,316件（前年度比＋25,106件）

(2) 免許証交付業務

運転免許センターにおける免許取得者及び免許更新者に対する免許証の交付業務

- 免許証交付件数 10,030件（前年度比 ＋189件）

(3) 免許証郵送業務

更新免許証及び運転免許経歴証明書の郵送希望者に対し、住所地等への郵送手続業務

- 郵送件数 73,334件（前年度比－34,088件）

(4) 交通安全関連物品の紹介及び販売業務

交通安全情報誌、初心運転者標識等の交通安全活動に資する物品の紹介及び販売業務

- 販売件数 66件（前年度比－91件）

5 技能試験等に使用する車両の維持管理、コース練習事業（収益事業）

運転免許技能試験及び各種実技法定講習等に必要な車両を保有し、適切に維持管理して、試験・講習業務の効率的な運営に資するほか、運転免許センターにおける運転練習者への車両貸与やコース練習事業を適切に推進した。

令和7年度の貸車・コース練習事業

- 試験・講習車の貸出し 44,527回（前年度比－3,732回）
- 練習車の貸出し 5,187回（前年度比－1,198回）

6 公益法人の運営体制の充実を図るための取組

(1) 外部監事・理事の選任

ア 監事

定款に定める監事2名について、いずれも外部監事を選任してお

り、今後も外部監事を選任していく。

イ 理事

理事総数20名の内、4名の外部理事を選任しており、今後も外部理事を選任していく。

(2) 理事会の開催

毎事業年度ごとに、3月、5月及び6月に理事会（監事出席）を開催するとともに、必要に応じて臨時理事会を開催し当協会の事業計画、事業報告をはじめ、事業運営に関する報告等を行っている。

令和7年度の理事会実施状況

- ・ 正副会長会議、第45回理事会（3月6日開催）
- ・ 正副会長会議、第46回理事会（5月22日開催）
- ・ 第47回理事会（6月19日開催）
- ・ 令和7年臨時理事会（11月6日開催）